目次

【本編】	
1. はじめに	·····P01
2. 新クリーンセンター建設計画の経過	P03
3. 第三期協議会の目的と経過	••••P05
4. 第三期協議会の検討及び成果	•••••P07
5. 今後の方向性	P09
6. 今後の課題	•••••P11
7. 施設・周辺整備の今後	••••P12
8. 議論の地図/議論のあゆみ	••••P13
9. 第一期施設・周辺整備協議会提言図からの検討の進捗【検討の道しるべ】	••••P15
【本編資料】	
1. クリーンセンター運営協議会の活動について	••••P17
2. 周辺住民団体を中心とする委員の協議会への参加する覚悟と	
全市民が誇りに思う施設づくり、周辺まちづくりの実現(作業部会 H28.2.10 資料)	•••••P19
3. 要綱、委員構成、討議日程	••••P22

1. はじめに

桜の花便りが各地で聞かれはじめた某日、クリーンセンター工事現場の仮囲いのそばでお子さんが新入生の新しい制服姿でワークショップで作成したブランコを指さし、それをお母さんが写真に撮っている様子を目にしました。平成26年、市内の小学生を対象として、市が公募型で行った仮囲いアートワークショップの参加者と推察されます。ワークショップ当時は、お子さんたちにどの程度「ごみ焼却場」の建て替えを理解していただけるか疑問でしたが、「小さな記憶」の芽が学校教育で、特に、小学校3、4年生の社会科で「廃棄物」を学習し、5,6年生の家庭科で日常生活と結びつけて生活の場面での「廃棄物」学習につながることで「小さな芽」は大きく育ち、社会へ目をひらいていくきっかけになると期待がふくらみました。

「環境の世紀」にあって誰もが「安全・安心で持続可能な社会を創る」ことは何にましても優先事項です。環境への関心の高まりとともに地球温暖化や異常気象現象に不安をつのらせる人々が増え、このままでは「未来が持続不可能」なのではという危惧の念を高まらせてきています。今、問われていることは「未来に向けた責任」を行政にお任せではなく、当事者としての市民も共有し、持続可能な発展にすべての組織が寄与するための行動規範を自ら醸成していかなければなりません。

いわゆる NIMBY*1問題としての廃棄物処理施設の問題で「意味ある参加」を実践してきたのが、新武 蔵野クリーンセンター(仮称)建設事業のプロセスです。従来から公共施設の建設においては、行政から住民への上から下の「同意」取り付け型・トップダウン型の伝統的行政スタイルがとられることが多いのですが、そうしたスタイルは限界を露呈しています。良き統治としてのガバナンス(住民参加型の合意形成、協働、自治能力)に支えられた行政スタイルが不可欠となっています。

すなわちマルチステークホルダー*2の原則として「市民参加」が成立するためには、「行政」へお任せではなく、「当事者性」による市民の意識と覚悟が求められているのです。「受益と受苦を自らの問題として考え、社会全体としての最適解を求めるために政策プロセスに参加すること」が「意味ある参加」であり、環境政策や環境計画の策定プロセスへの市民参加を実効性のあるものにしていくことになります。

その実効性のあるモデルが新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設事業の課題でした。(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会の運営・討議の成功の要因は、①市民の市政への参加意識の高いという土壌が存在していたこと、例えば、いわゆる迷惑施設である廃棄物処理場建設に対する「受苦」を「受益」にかえる柔軟な発想を共有していくことができたことにあります。②市民参加の仕組みや方法を決める段階から住民参加が実施され、Plan-Do-See サイクル全般に市民が関与してきたというプロセス重視型、合意形成のルールによるアプローチがあったことです。③さらに単に、ごみ処理場を造るという発想ではなく、まちづくり・都市環境策定の観点から迷惑施設問題をプラスの課題へと転換し、最高設計技術水準の施設と周辺環境整備実現へむけて行政と市民とのステークホルダープロセスを重視して展開してきたことによる、と考えられます。

特に、第一期施設・周辺整備協議会において、施設・周辺まちづくり基本方針やビジョンとしての「低炭素社会のモデルの実現」「"地域力"の向上」「まちづくりとの連携」が提言されていたことで、討議や議論が揺らいでも、よってたつ基本方針に戻ることが出来たことが大きな推進力になっていたと考え

られます。

第二期協議会で検討した「建築デザイン方針」、「エネルギー供給方針」に基づいた基本設計が進み、 その過程であらためて協議会において詳細の検討を行い、その結果を踏まえて実施設計が行われ、施設 の工事が進められてきました。

第三期協議会は、平成 25 年 8 月から平成 28 年 4 月まで全 11 回開催され、そのほかに作業部会、意見交換会、事例研究を行い、多角的に議論を積み重ねてきました。さらにエコプラザ検討のための、視察やイベントも実施してきました。例えば、市民の皆さまにエコプラザの再利用の構想やアイディアを想起していただくためのイベントなどは、既存クリーンセンターのプラットホームの空間の活用方法を検証する機会となったと考えます。

こうした体験型学習の実施は皆さまの多様なイメージの喚起につながったと言えます。残念ながら具体的な検討は進みませんでしたが、次期協議会での検討材料としていきたいと考えております。

なお、市からの協議会委員への情報提供が不足していたことなどから、市と協議会委員の間に見解の相違が生じてしまい、協議会が中断してしまいましたが、周辺住民の方々には、あらためてクリーンセンターが住宅地にあることを認識し、協議会の在り方、市民参加の在り方、周辺住民の覚悟を再確認することとなったのではと推察します。しかし、こうした中断期間は、参加している市民委員と行政担当者の方々の思考の「熟成期間」と考えることにより、結果として、市と協議会との信頼関係を再構築する機会となり一層の推進力を培ってきたと考えられます。

そこで第四期においては、これまで進めてきた市民参加の姿勢を貫き、さらに協議会と市との間で情報共有をしながら、十分な議論を進めていきたいと考えます。

そのためには日本各地に求められている「循環型社会構築」のモデルとして、さらに「防災拠点・エネルギー供給拠点」としてのあるべき姿と、第一期で打ち立てた3つの目標・ビジョンをより実効性のあるものとしていくよう討議を重ね、周辺まちづくりの将来の姿も視野に入れていきたいと考えています。

特に、今まで廃棄物に無関心な次世代(子ども・若者)も含めて共に参画・協働に共感して下さる市 民を増やし、エコプラザ(仮称)の協議、さらに周辺まちづくりへの「共創」に皆さまと共に汗を流し ていきたいと考えます。

第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会 会長 小澤 紀美子

<注釈>*1 NIMBY (EIC Net 環境用語集 http://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=2070 より出典) 公共のために必要な事業であることは理解しているが、自分の居住地域内で行なわれることは反対という住民の姿勢を揶揄していわれる概念。正確には、NIMBY 症候群。「(必要なのはわかるけど)自分の裏庭(=In My Back-Yard)ではやらないで(=Not)」という意味の英語からきている。

*2 マルチステークホルダー (サステナビリティCSOフォーラム http://sus-cso.com/keyword より出典) 多様な主体。持続可能な社会の構築には行政や自治体、研究者、民間企業、CSO など多様なセクターの協働が不可欠であり、これらを総称する「多様な主体」を指す言葉として使われる。

2. 新クリーンセンター建設計画の経過

(1)(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会

現クリーンセンターは、昭和 59 年 10 月稼働し、周辺住民団体選出代表と市担当者の構成による運営協議会【本編資料 P17~P18】が監視役として 30 年間安全稼働を実現してきた。しかしながら、「現クリーンセンターの建設から稼働 30 年程度で、抜本的な大規模改修か、建て替えが不可欠」との平成 18 年度の精密機能調査結果により、新クリーンセンターの建設計画がスタートした。

平成 20 年 8 月、市民参加による「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」が設置され、まず「なぜ建て替えが必要か」をとことん議論し、建て替えの必要性を確認した。その上で「新施設の在り方」について議論を重ね、その成果に対応する条件からの「新施設の整備用地」の選定方法と課題整理を行った。また、その過程において、将来、焼却場の規模縮小やごみの種類・処理方式別の施設分散立地の可能性を議論し、広域化や分散化の可能性を探ることが示された。その結果として「新施設の整備用地」について以下の結論に達した。この提言は、現在まで進んでいる新クリーンセンター建設計画の考え方の根幹を成すものである。

(仮称)新武蔵野クリーンセンター'は、環境面、安全面、効率面、そして周辺地域のまちづくり面などについて、そのいずれをも保障しつつ、現クリーンセンターよりさらに市民に親しまれ、まちと共に在り、プラスを創造する高次な施設であるべきとする。'整備用地'についての基本的な考え方は、相応のコストや困難条件を克服して新規用地を選択するか、これまでの蓄積の継承、活用を重視し、現在の市役所北エリアを選択(但し域内の土地利用の全面的見直しと地元住民への心理的な不安へのケアを前提とし、行政においても横断的な調整を求める)するという二つの選択肢があると想定している。今後は行政の責任において適切な整備用地を決定し、本市に相応しい、画期的な'(仮称)新武蔵野クリーンセンター'の整備への検討を深めるべきであるとした。

この提言を受けて、市民説明会などを経て、平成 21 年 12 月に、現クリーンセンター周辺の方々のご理解とご協力を得て、市が「市の基本的な考え方」を策定し、現クリーンセンターの敷地内東側に新クリーンセンターの建設を決定した。

(2) 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会(第一期)

「新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会(以下「協議会」という。)」が平成22年3月に設置され、新施設の備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について平成23年3月、提言にまとめた。「低炭素型社会のモデルの実現」「"地域力"の向上」「まちづくりとの連携」を議論の骨格として、アイデアを抽出し、施設・周辺整備の方向性をまとめた。その一つの形が新クリーンセンターをエネルギー供給施設「エコセンター(仮称)」(新工場棟)、現施設の事務所棟とプラットホームを残した環境啓発の施設「エコプラザ(仮称)」と、この2つの施設をつなぐイベント広場を整備の骨格とし、ごみ処理からごみ減量、地球環境を考える、さらにイベント広場を中心に、市民の憩いの場として、今までの閉ざされた施設から開放的な施設へ転換していくものである。また、クリーンセンターの西側地域のタウンウォッチングを行い、周辺まちづくりの課題出しを行った。

(3) 第二期協議会

平成23年9月、市民参加による「第二期協議会」が設置され、前半の議論として「建築デザイン」

の検討を行った。「外から見た人にも"この地域に住みたい"と言ってもらえるデザイン」を大きなテーマとして、3つのデザイン方針「すべての面が"オモテ"になるデザイン」、「やわらかく"やさしい"デザイン」、「いつでも"人の姿を感じる"デザイン」を導きだし、テラコッタルーバーを主な外装素材として、「建築デザインイメージ」を作成した。この「建築デザインイメージ」を実現するため、これを事業者選定評価基準にある「景観及び建築デザインに配慮した施設づくり」の参考資料として提示することとした。後半の議論は、環境啓発施設「エコプラザ(仮称)」の基本方針のまとめ、クリーンセンターの東側地域のタウンウォッチング、周辺まちづくりの課題出しを行い、平成25年3月に提言をまとめ、第三期協議会に引き継いだ。

(4) 事業者選定委員会

平成 23 年 10 月、新クリーンセンターの建設と運営を行う民間事業者を公正かつ公平に選定するため「新武蔵野クリーンセンター(仮称)事業者選定委員会」が設置された。安全で安定したごみ処理装置、景観に配慮したデザインなどの提案を求め、参加事業者を募集したところ、2 事業者の申し込みがあった。両参加事業者共に非常に優れた提案がなされたが、協議会のデザイン方針を具体化し、より景観にマッチした外観デザインを提案した1事業者を平成 25 年 3 月に選定した。

(5)建設工事

平成 25 年 7 月事業者を決定し、建設工事がスタートした。現施設洗車場、第二計量棟等の除去を行い、平成 26 年 5 月より新工場棟の建設に着手した。平成 26 年度は、地下掘削工事と一部地下躯体工事を進めた。平成 27 年度は、8 月までに地下躯体工事を終え、続いて地上躯体工事と進んだ。平成 28 年 3 月までに地上鉄骨工事を終え、主要な設備(焼却炉、不燃・粗大設備)の組み立ても平行して行われた。

平成 28 年 10 月には新工場棟が完成し、試運転を行う。その後、東側周りの外構を終え、平成 29 年 4 月、新工場棟が稼働する。その後は現施設工場棟を解体し、新管理棟は平成 31 年 6 月に完成予定である。



3. 第三期協議会の目的と経過

第三期協議会は、平成 25 年 8 月に設置された。これまでの第一期、第二期の協議会の提言の具体化に向けて、第二期の協議会の委員構成に基に、一部委員の入れ替えを行い、再設置された。今回の主な目的は、事業者決定後の建築・煙突デザインの調整、エコプラザ(仮称)の具体化、周辺整備の具体化にあった。

平成 25 年 8 月、第一期、第二期協議会で検討した建物・煙突デザインを踏まえ、事業者からさらに洗練されたデザインが提案されたため、デザイン調整を行った。平成 26 年 1 月からは、エコプラザ(仮称)について、第二期協議会の基本理念、委員意見などを整理した。平成 26 年 2 月には大月ヒロ子氏を講師に招き事例研究会を、平成 26 年 6 月には藤浩志氏との意見交換会を開催した。

新クリーンセンター建設事業を広く市民に周知するため、第三期協議会の議論を踏まえ、協議会の主催ではないが、クリーンセンターを会場としたイベントが開催された。た様々な啓発活動を実施した。平成26年8月には工場現場の仮囲いを活用した「仮囲いアートワークショップ」、平成26年12月にはプラットホームを会場としたイベント「クリーンセンターとあそぶ」が開催され、エコプラザ(仮称)の啓発活動を考える材料となった。

平成25年3月及び平成27年3月には、エコプラザ(仮称)の運営等を検討する材料として、様々な主体が運営している施設の視察を行った。また、周辺整備については、今後の検討事項を整理した。

一方、エコプラザ(仮称)と周辺整備については、平成26年12月に開催した会議以降、具体的な議論を進められなかった。平成27年5月、協議会委員からの強い働きかけにより、市と協議会委員との意見交換会が開催された。その席で、市環境部内にエコプラザ(仮称)の検討を行う担当が設置されたことが初めて明かされた。他にも、協議会で説明されていない不明確な点が判明し、協議会委員と市との間に大きな見解の違いがあることが明らかになった。

第三期協議会委員の任期が平成 27 年 3 月末で満了となるため、市は 2 年間の任期延長を各委員に依頼していたが、市の対応に不信を抱き危機感をもった複数の委員は、任期延長の要請を拒否した。周辺 3 団体(吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会、緑町二丁目三番地域住民協議会)から選出された委員を中心に話し合いを行い、協議会の進め方や市の姿勢に対し、形だけの市民参加であれば検討を続けても意味がないと、不明確な点について市に説明を求めた。

また、平成27年8月末には、第五期長期計画・調整計画案が公表され、この中にエコプラザ(仮称) について協議会の議論が反映されず、議論も行っていない内容が記載されたことから、のちに修正され たとはいえ、なぜ協議会の検討が市政に反映されないのか、これまで築いてきたクリーンセンターのパ ートナーシップはなんだったのか、市に対する不信が増すこととなった。

平成27年9月、周辺3団体と緑町コミュニティ協議会は市長と面談し、不明確だった問題である「エコプラザ(仮称)に関する方針」「北エリア」「協議会の位置付け」「協議会の議論の場」「第五期長期計画・調整計画案の位置付け」について市の考えを問い、「住民と市が一緒になって根本から検討し、方針を形づくる場」としての協議会のあり方を要望した【資料編参照P104】。

以降、市と委員は時間をかけて協議会の問題点を話し合った。今までの協議会は、報告や説明に終始 し、議論がなかなか行われず、市の考え方の説明が不十分であった。そのことが委員の不信を生み、お 互いの見解の違いを生じさせた。この見解の違いを埋めるべく、平成27年8月と11月には「委員と市 との意見交換会」を、同年9月と12月には「委員と理事者との懇談会」を開催して、協議会の再開に向けた協議を重ねた。

平成27年12月、市長が今回の件について重く受け止め、市民が誇りに思う施設づくり、周辺まちづくりを進めるため、協議会において、信頼関係を構築し、丁寧に協議を進めるとの回答を上記4団体に示した【資料編参照P105~P107】。また、市が今後、周辺まちづくりが円滑に進めるように庁内調整体制を整え、第四期協議会において具体的な議論を進めるとした。

年明けからは、委員と市で今後の検討について想いを共有し、要望書を出した周辺各団体で確認後、 会議の進め方などについて協議した上で、平成 28 年 3 月、協議会を再開した。

その際、委員と市は、周辺住民団体を中心とする委員の協議会への参加する覚悟と全市民が誇りに思う 施設づくり、周辺まちづくりの実現(下記囲みを参照)を再確認した。

【周辺住民団体を中心とする委員の協議会への参加する覚悟と全市民が誇りに思う施設づくり、周辺まちづく りの実現】・・・・【本編資料編 P19~P21】

第三期協議会の再開に向け、現施設を建設した過去の経緯を踏まえて新施設建設の議論を進めていく ことを、作業部会において議論を行い、主な視点として以下の3点を委員間で再確認した。詳細につい ては、本編資料を参照されたい。

- 新クリーンセンター施設・周辺整備は、現クリーンセンター建設時から続く苦渋の選択の歴史と、 次世代への責任を踏まえて取り組まなければならない。
- <u>次世代がここで暮らし続けることに誇りを持てるようにする。それには全市民が必要としながら、</u> 近くにあってほしくないと思っている施設があることのマイナスイメージを、プラスに変え、全市 民が誇りに思う施設づくり、周辺まちづくりを行うことが唯一の方法。
- 再びこの地に建設を選択したことの重みを理解し、この地で建て替える以上、この地でなければ成 し得ないという高い目標を掲げて取り組む。ごみを燃やす施設があるこの地を、「低炭素社会づくり のモデル地域」としてこの事業に取り組む。

4. 第三期協議会の検討及び成果

【新武蔵野クリーンセンター(仮称)の建築デザイン及び煙突デザイン】

平成 25 年 8 月に設置された第三期協議会においては、平成 25 年 7 月の事業者決定以降、第一期、第 二期の協議会で議論した建築・煙突の外観について、事業者設計をもとにデザイン調整を行った。

最初に、煙突についてデザイン調整を行った。事業者提案は、建築デザインの縦のテラコッタルーバーに合わせて、縦のアルミルーバーを下を密、上に向けて疎にして、煙突全長 59mのうち高さ 45mまで配置するものであったが、今まで見慣れた白と緑のストライプの風景と事業者提案では違和感があるとの意見があった。模型等による検討の結果、建築デザインと煙突デザインとの調和を図る事業者提案の煙突デザインを受け入れた上で、高さ 45mまでのルーバー配置は圧迫感があるとして周辺のけやきの樹冠到達点である高さ 30mに抑えた。30mより上部については、現クリーンセンターの煙突デザインの白と同色にすることで、雑木林のイメージと空との調和を目指すこととした。

続いて、建築デザインの調整を行った。事業者提案は、テラコッタルーバーがダークコーヒー色で、バックの壁面がダークグレーであった。かなりシックな色彩であることから、テラコッタルーバー基本色をダークグレーよりやや明るいコーヒー色とし、バックの壁面はコンクリートなどの素材色とした。また、より雑木林のイメージ化をするため、レッド系、イエロー系のテラコッタルーバーをグラデーション色として、全体の1割配置した。その結果、より周辺の住宅地に調和するデザインにすることができた。

…【資料編参照 P01~P31】

【エネルギー活用計画について】

事業者による「新武蔵野クリーンセンター(仮称)廃熱活用計画」を確認した。平成23年3月に発生した「東日本大震災」以降、エネルギー供給の安全性・信頼性の確保の必要性から、新施設は「エネルギー供給センター」として位置付け、災害・非常時にも周辺公共施設へ「エネルギー供給」できるシステムを構築することで防災拠点としての機能を持つ施設となる。そのメインのシステムがごみ発電と、補完的役割として整備する常用兼非常用ガス・コージェネレーション設備の組合せである。また、新施設屋上に太陽光発電を設置するなど、積極的に再生可能エネルギーを取り入れている。以上のことは、第一期協議会での考え方の整理の中で、エコセンター(仮称)の機能「廃熱を可能な限り再利用するエネルギー供給施設」を実現したものである。 …【資料編参照 P32~P33】

【エコプラザ(仮称)について】

エコプラザ(仮称)の機能や活動、運営等について先進事例をもとに議論を行った。まず、第一期協議会からこれまでの検討状況、環境啓発施設等の比較、環境関係団体のリスト、委員意見の整理を行った。事例研究として、博物館教育プランナー大月ヒロ子氏、アーティスト藤浩志氏との意見交換会を行い、エコプラザの機能、活動のヒントとした。

…【資料編参照 P34~P62】

【視察】

平成 25 年 3 月には「江東区環境学習情報館 えこっくる」「ナカダイ品川ショールーム」「東京ガス環境エネルギー館」を、平成 26 年 3 月には「立川市子ども未来センター」「クリエイティブリユースでアート!展」「西調布一番街つくるまちプロジェクト」「武蔵野ふるさと歴史館」へ視察を行い、エコプラザ(仮称)の機能、活動、事業運営の検討に向けた見地を高めた。 …【資料編参照 P63~P76】

【イベント】

新クリーンセンター建設事業を広く市民に周知するため、クリーンセンターを会場とした様々な啓発活動として協議会の主催ではないが関連するイベントとして開催された。平成 26 年 8 月に緑町三丁目在住のアーティスト長谷川仁氏により、クリーンセンターの歴史を次世代の子どもたちに伝える目的で、61 名の小学生とその保護者が参加し、当協議会協力により「ゆめブランコに乗ろう! かりがこいアートワークショップ」が開催された。平成 26 年 12 月に、現施設プラットホームを利用したイベント「クリーンセンターとあそぶ」が開催された。その中で当協議会で意見交換した藤浩志氏監修のモノの価値を考える「すてたいけどすてられないモノ」展も行われた。このことは、エコプラザ(仮称)におけるプラットホームの活用方法としての実証実験となった。 …【資料編参照 P77~P91】

【周辺整備について】

第6回協議会では、これまでのコンセプト、議論をベースにしたクリーンセンター周辺まちづくりの考え方が、第9回協議会では、新武蔵野クリーンセンター(仮称)外構計画(案)が、市より説明されたが、第三期協議会の期間内では、これ以上の議論の展開には至らなかった。

しかし、第 10 回、第 11 回協議会において、第三期協議会報告書をまとめるにあたり、次節「5.今後の方向性」を議論し、第四期協議会へ向けた周辺整備の方向性を確認した。

また、第三期協議会任期中に決定した周辺整備に関連した計画としては、中央公園の拡張(都営住宅の未利用地の公園化)、緑町コミュニティセンターのエレベーター設置がある。…【資料編参照 P92~P102】

以上のことが、第三期協議会の検討及び成果の概要である。

5. 今後の方向性

(1)基本的考え方

現施設の稼働から 30 数年が経過して新クリーンセンターの整備を必要としたことは、数十年先の将来に再び新施設の整備が必要になることを改めて認識させた。次世代の市民がもう一度このことに向き合う可能性がある。

その上で、新クリーンセンターの整備用地を市役所北エリアに決定したことは、新クリーンセンター 施設・周辺整備が、現施設建設用地の決定から続く歴史の延長線上で行うことを意味する。

したがって、新クリーンセンター施設・周辺整備は、過去の経緯を踏まえて現在を見つめ、未来を見据えた上で、その方向性を定めなければならない。

市が、新クリーンセンターの整備用地を市役所北エリアに決定した主な理由は、(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会提言にある「これまでの蓄積の継承、活用」を重視したためである。市民参加による現施設建設用地の選定、住民主体による施設周辺まちづくりの検討によって、周辺住民と市の信頼関係を育み、現在の運営協議会に続く協働の歴史を築いてきた。この点は、今後も継承し、さらに全市民的な広がりへと発展させていくべきことである。

一方、「すべての市民が必要としながら、近くにあってほしくない施設というマイナスイメージ」、「ごみを減量化し、クリーンセンターの焼却量を減らして環境への負荷を低減していくことへの全市民的理解の醸成不足」、「市役所北エリアにある軟式野球場、テニスコート、緑町コミュニティセンターの利用とクリーンセンターのごみ焼却の現状への相互理解の不足」といった課題については、解決に向け、今後も努力し続けなければならない。

このような蓄積の継承、発展と課題解決には、新クリーンセンター施設・周辺整備が、全市民的目標を持って取り組まれる必要がある。

(2)施設・周辺整備の方針

以上の基本的考え方を踏まえて、新クリーンセンター施設・周辺整備は、主に地球規模の課題である 低炭素社会の実現を牽引する事業として取り組む。すなわち、ごみを焼却する施設周辺を、低炭素社会 を実現するためのモデル地域と位置付け、行動していくこととする。

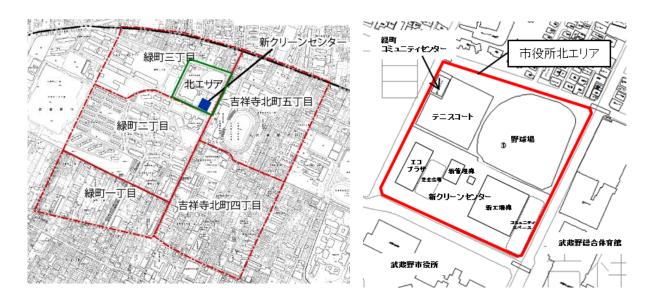
ごみ焼却のエネルギー利用は、その行動の一つではあるが、現状で取りうる手段の一つに過ぎない。 ごみの減量化を進めてクリーンセンターの焼却量を減らしていくことに知恵を絞り、周辺地域全体で CO2 排出削減に取り組み、まちづくりにもその考え方を波及させて、低炭素化への効果を高めていく。 これには、周辺住民に限らず、多くの市民が関わり取り組んでいく。

こうした行動の蓄積が、地域の課題を自立的に解決する市民力の向上という果実を、市民全体にもたらすはずである。これら一連の行動そのものを、市民が誇れるものとすることで、ごみ焼却施設というマイナスイメージをプラスに変えていく。

以上から、新クリーンセンター施設・周辺整備においては、「低炭素社会のモデルの実現」、「"地域力" の向上」、「まちづくりとの連携」を柱とする第一期協議会の方針に沿って事業を進める。具体的な事業 のあり方はすべてこの方針に照らして具体化していく。

【市役所北エリアと周辺地域】

※市役所北エリア:クリーンセンター、軟式野球場、テニスコート、緑町コミュニティセンターがある市役所の北側のエリア (街区)



①エコプラザ (仮称) の方向性

ごみの減量化を市民に促す。それを創造的に行う拠点がエコプラザ(仮称)である。新クリーンセンターという、市民が出したごみを焼却する施設の隣に、現施設の一部を再利用して整備することに重要な意義がある。

プラットホームの空間を生かしたこれまでの実践により、創造的な方法で、多くの市民が関わりを持ち、そのことが市民の意識を変えていく手応えを感じることができた。したがって、今後もこの方向性を追求していく。

同時に、新クリーンセンターと一体で、ごみの減量化、非焼却処理、広域処理、分散処理の可能性を 追求し、さらなる焼却施設、焼却場の規模縮小への道筋を見いだしていく。こうしたことを前提に、エ コプラザ(仮称)のあり方を検討していく。

②周辺整備の方向性

昭和 59 年のクリーンセンターまちづくり委員会がまとめた、北側土地利用に関する提言は、全市民共有の財産である施設周辺の市有地を、より多くの市民が気軽に利用できる場所にすることと、周辺住民に配慮して緑を増やし、ごみ焼却施設というマイナスイメージを可能な限り取り除くという2つのテーマの両立を目指した高い目標を示すものであった。新クリーンセンターとなっても、住宅地の中に存在する以上、今後の市役所北エリアの整備もこの2つは重要なテーマになる。

加えて、市役所北エリアを利用する市民が、エコプラザ(仮称)も含めて、新クリーンセンターの敷地を気軽に訪れ、ごみの減量化、低炭素社会づくりへの理解が進み、市民間の相互理解が図られるような空間づくりのあり方、空間活用のあり方に、あらゆる可能性を追求していく。

市役所北エリア周辺地域のまちづくりについては、これまで出されたすべての意見を踏まえて、施 設・周辺整備の方針に照らして、具体的な検討を行っていく。

6. 今後の課題

(1)施設・周辺整備の課題

施設・周辺整備について課題を整理すると、まず、エコプラザ(仮称)に関する市の考え方が、第五期長期計画・調整計画において、ごみを中心にエネルギーや緑、水循環等のテーマも含め広範な環境啓発を行う施設と記載された【**資料編参照 P62**】。しかし、協議会においては、ごみの減量を啓発する施設として議論してきており、市の考え方が協議会で十分に説明されることはなかったため、広範な環境啓発を行う施設までの展開は議論していない。

今後、第四期協議会において、まずは今までの協議会の議論を踏まえたエコプラザ(仮称)の設置目的であるごみの減量をテーマとする議論から進め、エコプラザ(仮称)の施設の具体的なあり方をまとめる。また、市より広範な環境啓発の考え方を聞き、さらにエコプラザ(仮称)の施設のあり方を議論していくこととする。その際、市よりエコプラザ(仮称)の健全度【資料編参照 P60~P62】が示されており、ハード面の制約条件からもエコプラザ(仮称)の施設内容を議論する必要がある。

もう一つの課題として、周辺整備については、第三期協議会において、具体的な議論がなされてこなかった。そのため、周辺整備のエリアは、明確に定めていない。今後、第四期協議会において、これまで協議会で出された意見を踏まえ、クリーンセンターを中心に「エリア整備」「周辺まちづくり」の具体化について、議論を行うこととする。

(2) 新クリーンセンター建設工事について

これまでの協議会の議論を踏まえ、事業者より提案され、新クリーンセンター建設工事が進んでいる ところである。第三期協議会では、煙突・建築デザインの調整を図り、さらにデザイン性を高めた。

平成 28 年度、新工場棟が 10 月までに完成し、試運転に入り、さらに、東側部分の外構工事を行い、 平成 29 年 4 月より新工場棟が稼働となる。その後、現施設工場棟を解体し、平成 31 年 6 月に新管理棟 を完成させ、西側周辺の外構整備が行われる。

新クリーンセンターの完成にあわせ、今後整備が予定されている周辺に影響のある広場、外構、植栽等は協議会として内容を確認し、意見調整を図る機会を設ける必要がある。

新クリーンセンター建設スケジュール

	H28.2~3	H28.4~11	H28.12	H29.1~3	H29.4~	H30.4~	H31.4~	H32.4∼
新クリーンセンター	新クリーンセンター建設事業							
現施設運転⇒停止								
1 期工事		工場棟完了(10月)▼						
(工場棟)	••	▲ルーバー取り付け						
		▲壁面緑	化植え込み	棟周辺外構整備				
				者コース整備				
		▲ [屋上整備 <u>(</u>	べジタブルガーデン) -				
			_(リサイクルガーデン)				
煙突切替え工事		▲煙突切替え工事						
新施設試運転		(1 号炉)	• •					
⇒実運転(試運転)		(2 号均	≓) •••••					
新施設本稼働					▼DBO 方式	〔(20 年間 <i>页</i>	運営開始)	
事業者イベント		▼イベ	ント準備		▼イベント	開催		
現施設解体工事								
現施設解体工		▼入札準備 ▼ 住民説明 会		▼準備工事				
事		▲ 入札	•••••	▼解体工事着手				
2期工事(新管理棟・連絡通路建設)								
2期工事(新管理								
棟・連絡通路建設)						4	▲2 期工事	
西側外構整備								
(芝生広場等)		▲西側外構	整備検討		▲設計	4	▲西側外構整	備

7. 今後の検討のあり方

第三期協議会においては、協議会中断中、委員と市との意見交換の中で、あらためて課題が見えてきたところであり、本報告書は第一期からこれまでの検討事項、今後の方向性及び課題を整理したものである。そのため、本報告書は、第四期協議会において議論をすすめるうえで教本となるものである。今後、議論が進まなくなった際には、本報告書に立ち返り、議論を進めていくことが必要である。

第四期協議会では、第三期協議会での協議会の進め方の教訓を活かし、協議会と市との間で情報共有をしながら、十分な議論を行うことが担保されることが重要である。

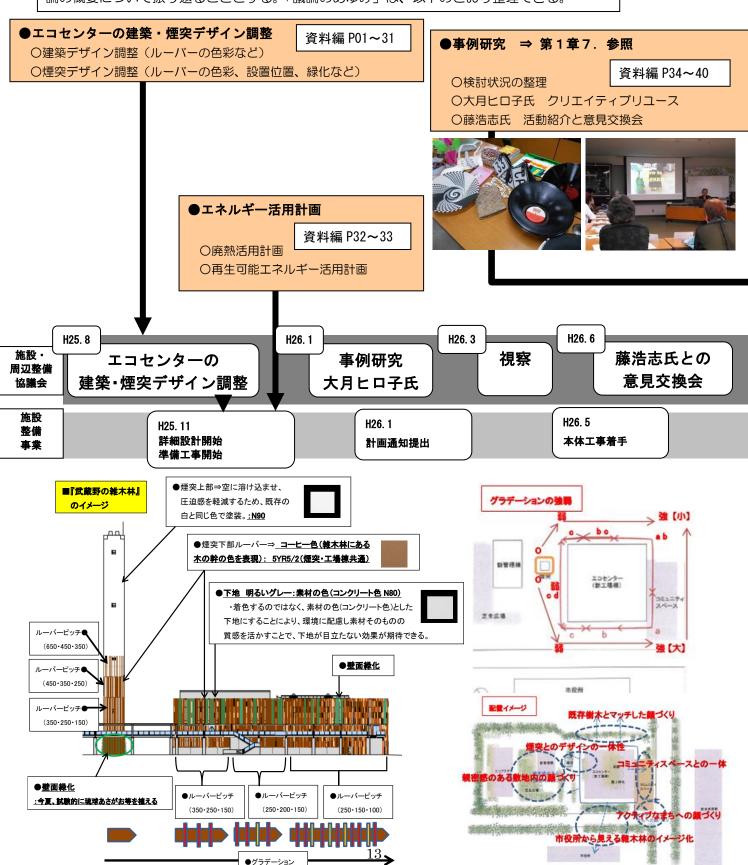
新クリーンセンターは平成 29 年 4 月稼働に向け、着実に工事が進んでいる。今後は、現クリーンセンター工場棟の解体が行われ、その後の新管理棟の建設、周辺整備、エコプラザ(仮称)の開設が予定されており、今後の第四期協議会において、周辺整備、エコプラザ(仮称)の具体的な検討を行っていくことが重要である。

周辺整備、エコプラザ(仮称)については、第三期協議会では具体的な検討まで至っておらず、これまでの協議会で整理してきた内容を第四期協議会に引き継ぐこととする。特に周辺整備の具体化は、クリーンセンターだけで解決することが困難であるため、協議会と市との間の情報共有や議論等がこれまで以上に重要となってくる。短期間では解決しない課題も多いので、長期的な視点にたち、時間をかけて議論を進めていくことが重要である。

8. 議論の地図/議論のあゆみ

当協議会は、第一期及び第二期施設・周辺整備協議会の提言を踏まえながら、エコセンターの建築・煙突デザインの調整、エコプラザの検討に向けた視察、アップサイクルに関する事例研究など行い、施設・周辺整備に関する協議・検討を進めてきた。

ここでは、当協議会において積み重ねてきた「議論のあゆみ」を整理するとともに、その議 論の概要について振り返ることとする。「議論のあゆみ」は、以下のとおり整理できる。



●エコプラザの検討のための視察

資料編 P63~76







①立川市子ども未来センター

②調布市文化会館たづくり







③西調布一番街つくるまちプロジェクト ④武蔵野ふるさと歴史館

●エコプラザの検討

- ○環境関連団体リスト
- 〇委員意見
- 〇健全度調査

資料編 P41~62

●周辺まちづくり

○外構計画の方針 資料編 P92~102

○クリーンセンターを核とする周辺まちづくり

H26. 12

緑化計画 の方針 H27.3 **視察**

報告書 作成

次期協議会

H26. 8

仮囲いアートワークショップ

H26. 12 イベント H27. 3

煙突外筒改修工事完了

H27. 7

プラント設置開始

H28. 3 テラコッタル**ーバー**

設置開始

H28. 4



長谷川仁氏と市内在住の小学生 61 名に よる仮囲いアート「夢ブランコ」



藤浩志氏監修 「すてたいけどすてられないモノ」展

●イベント

資料編 P77~91



武蔵野クリーンセンター× TERATOTERA

HE-SHE-BS-BRAUGHRYS → TERATOTERA

「クリーンセンターとあそぶ」



煙突外装デザイン完成



ガスコージェネレーション設備



テラコッタルーバー

9. 第一期施設・周辺整備協議会提言図からの検討の進捗

■ 施設・周辺整備イメージ

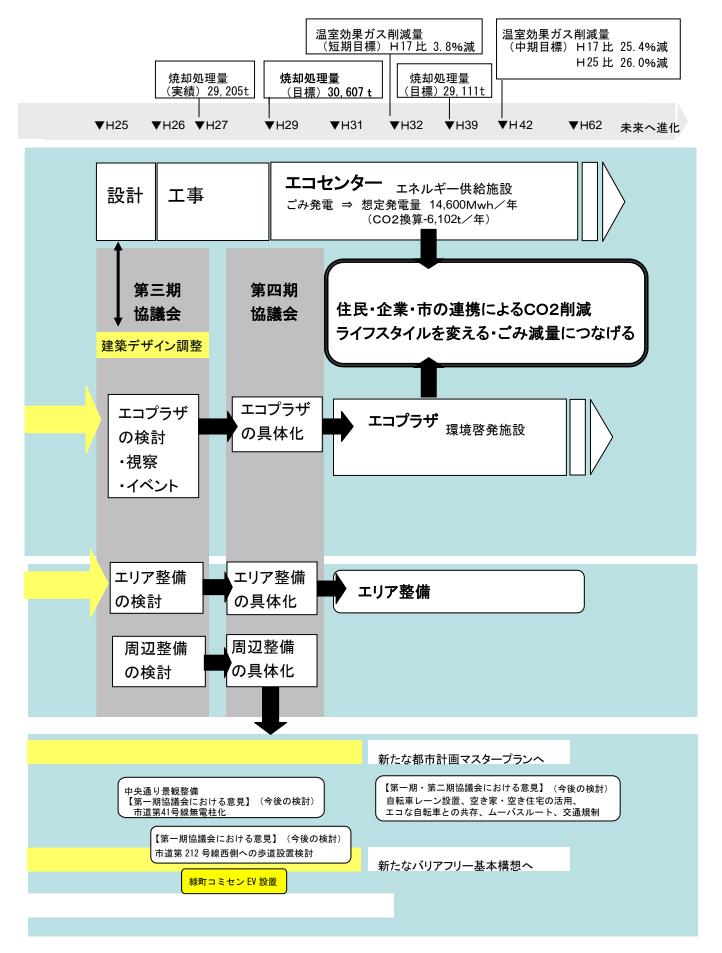
3つのテーマに基づき、時間軸によって整理した施設・周辺整備イメージは以下のとおりである。

焼却処理量 焼却処理量 (実績) 31,950 t (実績) 34,882 t 「低炭素社会の実現に 時間軸 ▼H19 ▼H22 **▼**H23 **▼**H24 向けたモデル地域 としての取り組み」 施設整備 実現のための3つのテーマ 事業者 選定 要求水準書 第一期 第二期 協議会 協議会 低炭素モデルの実現 エコロジーや 建築デザイン方針 省エネルギーによる 低炭素モデルエリアを エネルギー供給 構築する センターの 廃熱活用方針 エコプラザの役割の検討 施設整備• エリア整備 環境啓発 【学び】 などの ・ 交流・ネットワーク・情報発信 イメージ化 【コミュニケーション】 リユース、リサイクル "地域力"の向上 (アップサイクル)【創造】 ⇒第一期提言書 P32~ 学習、雇用、産業、 本報告書 P22~ 集いなどの 機能を導入し、 地域の活力の更なる タウンウォッチングの実施 エリア整備 向上に役立てる 【第一期・第二期協議会における意見】 (今後の検討) 緑町コミセンとエコプラザの連携 ・エリア外周の歩道整備 -緑化の充実 駐車場の再配置 ・エリアを抜ける遊歩道 など ⇒第一期提言書 P49~ 本報告書 P44~ まちづくりとの連携 周辺整備 都市計画マスタープラン策定 さまざまな 上位計画や 都営住宅未利用地 市道第41号線 市道第240号線整備 整備事業と連動し の活用 ⇒中央公園の拡充へ 歩道整備 <mark>バスルート見直し・二期整備</mark> よりよいまちづくりに 貢献する バリアフリー基本構想策定 道路境界 段階的 千川上水沿い遊歩道整備

整備

整備

【検討の道しるべ】



【本編資料】

1. クリーンセンター運営協議会の活動について

クリーンセンター運営協議会とは

昭和 56 年 3 月、武蔵野緑町団地自治会及び武蔵野市のゴミ問題を考える会は、市との間に「市営グラウンド(武蔵野市緑町 3 丁目)内にクリーンセンターを建設することに関する同意書」を取り交わしました。同意書に示されたクリーンセンター受け入れ条件として、「周辺住民の権利と利益を守るために周辺住民並びに住民の推薦する専門家を含む住民参加の委員会」の設置があり、この同意に基づき、昭和 56 年 10 月に「クリーンセンター・まちづくり委員会」が発足されました。この委員会の中で、運営協議会の検討が行われ、クリーンセンターの建設に反対を表明していた緑町三丁目町会も含めた周辺 3 団体(吉祥寺北町五丁目町会、武蔵野緑町団地自治会、緑町三丁目町会)がそろって発足することが望ましいと結論づけられました。

昭和59年9月に緑町三丁目町会と市の相互理解が成立し、昭和59年12月、「クリーンセンター 運営協議会(以下「運営協議会」という。)」が発足されました。運営協議会の設置目的は「武蔵野 クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域住民と武蔵野市相互の理解を 深め、地域の環境整備、福祉の増進を図る」と位置付けられています。

クリーンセンターの運営を監視する

クリーンセンターが住宅街の中にあることで、周辺地域住民は住環境へ悪影響がないか常に不安です。運営協議会は、施設周辺地域住民の環境の安全や権利を守るため、市と住民が協議する機関で、施設運営の監視する役目を持っています。

したがって運営協議会では、クリーンセンターに関することは何でも報告され、必要に応じて討論 されています。毎月の搬入・搬出されるごみの量、ごみ質やダイオキシン類等の調査の結果報告、消 防訓練や駐車場の使用など多岐に渡ります。

また、この 20 年間に社会情勢は、ますます複雑化しています。社会生活の変化に従ってプラスチック類が増えるなど、ごみの内容も多様化しています。そのため容器リサイクル法や家電リサイクル法の実施など法律ができ、収集方法や処理方法も変わってきました。これらはクリーンセンターに大きく関わるため、運営協議会ではその都度問題に取り組み、時間をかけて検討され安全対策に貢献してきました。

運営協議会の果たしてきた役割

最終処分場の問題は建設当時からあり、クリーンセンターではごみを減らすためさまざまな対策を 講じて万全の施設改修を行ってきました。設備の導入や改修の際には必ず運営協議会に報告があり、 時には委員研修などで他の施設を、市の担当者と住民がともに見学し、学習しています。

また、運営協議会では、情報公開、工事や爆発事故発生時の地域への周知方法、必要に応じて地域の説明会の開催、排ガス調査やダイオキシンの土壌調査の実施、お知らせの発行などを要望し実施されています。特にプラスチック類の焼却問題は2年半もかけて討議し、地域住民は苦渋の決断で実施に同意しました。このとき、市民全体にごみの減量・資源化により協力と努力を、事業者によりごみの発生抑制を求めていくことを要望しています。

こうして協議されてきた積み重ねが、今日の市と住民の信頼関係を築き上げています。また、運営 協議会の監視機能が、武蔵野市のごみ対策に大きく反映され、環境の安全につながってきたといえま す。 運営協議会は発足から 20 年間に 142 回を重ねており、このように長く継続して活動している協議会は全国でも他にありません。循環型社会への市民・事業者・自治体が協力した取り組みが求められている今、全国から注目され、クリーンセンターを訪れる見学者が絶えません。

出典:武蔵野クリーンセンター運営協議会 20 周年

「クリーンセンターの今昔そして未来 パートナーシップの 20 年」(平成 17 年8月発行)

「武蔵野市 クリーンセンターまちづくりに関する第1回提言」(昭和57年12月8日)

補足: 平成28年3月現在、運営協議会は209回の会議を開催しています。

2. 周辺住民団体を中心とする委員の協議会への参加する覚悟と 全市民が誇りに思う施設づくり、周辺まちづくりの実現(作業部会 H28. 2. 10 資料) /塩澤誠一郎委員作成資料(周辺団体委員意見集約)

(1) 周辺住民の覚悟

現クリーンセンターの建設が市民に突きつけたのは、ごみ焼却施設が、すべての市民にとって 必要な施設でありながら、すべての市民が近くにあってほしくない施設であるという現実です。 ふじみ焼却場周辺住民から武蔵野のごみの受け入れを拒否され、市が自市内処理を選択した時 点で、このような運命を背負った施設を新たに生まなければならなくなりました。そして、すべ ての市民から遠ざかった場所が無い以上、市民の誰かがそれを受け入れ、数十年にわたり日々接 する覚悟をしなければなりません。「誰か」という選択肢は限られ、私たち周辺住民に覚悟が迫 られました。

当時、この問題に向き合った緑町団地自治会と吉祥寺北町五丁目連絡会は、こうした苦渋の中で、周辺住民の参加によるまちづくり委員会の設置を条件に、建設を受け入れました。他に適地が無い以上、周辺住民として積極的に関わることで、市民にとってより望ましい施設のあり方、周辺まちづくりのあり方を追及していく覚悟を示したものです。

以降、専門家や市当局と納得いくまで徹底的な話し合いを積み重ねていき、周辺住民による自主管理方式の導入、望ましい周辺まちづくりの提言といった重要な成果が生まれました。こうして、ふじみ焼却場受け入れ拒否から 15 年あまりを経て、すべての市民が必要とする現クリーンセンターが稼動しました。

一方、「適地」とされた当時の市営総合グランドは、体育施設として使用することを条件に地主が市に譲渡したものでした。そこには、青少年の健全育成に資する場として活用されることを望む地主の思いがありました。江戸時代、この地に移り住んだ先人が開墾したこの土地を、次世代のために使うという、元地主との約束を市は反故にして、ごみ焼却施設の建設を決めました。

その結果、すべての市民が近くにあってほしくない施設が、元地主も暮らす緑町三丁目に建設 されることになったのです。緑町三丁目町会は建設に反対し、まちづくり委員会には参加しませ んでした。

このように、現クリーンセンターの建設は、周辺住民の中にも意識が異なる、複雑な感情が入り組む状況を作り出してしまいました。

しかし、受け入れに応じる代わりにまちづくり委員会を設置して検討した提言は、次世代のことを考慮したものであったし、現クリーンセンターの元地主は、次世代のためにと土地を譲渡したのです。当時それぞれに次世代への責任ある行動を取った結果、すべての市民にとって必要なごみ焼却施設がここに実現し、現在まで続く安定した市民生活がもたらされました。

このことを重く受け止め、私たちも、次世代に対し責任ある行動を取らなければならないと、強い覚悟を持って、新クリーンセンター施設・周辺整備に向き合っています。

今回の建て替えも、市や多くの市民にとっては当然の帰結だったかもしれませんが、周辺住民にとっては苦渋の選択です。新クリーンセンター施設・周辺整備は、こうした現クリーンセンター建設時から続く苦渋の選択の歴史と、次世代への責任を踏まえて取り組まなければなりません。こうした思いから、新施設も、後述するエコプラザも、周辺整備についても、全市民にとって有益なものになることを前提に議論してきました。

すべての市民が必要としながら、近くにあってほしくない施設が、ここにあることのマイナス

イメージを、すべての市民が誇りに思う施設づくり、周辺まちづくりを行うことで、プラスに変える。それが、次世代がこの地に愛着を感じ、ここで暮らし続けることに誇りを持てるようにする唯一の方法です。

それは、現在のように、多くの市民がごみ焼却施設に対し眼を背けることがない状況をつくることにつながり、すべての次世代が一点の曇りもなく武蔵野に暮らし続けることに誇りを持つことになることを意味します。

それができれば、この地の歴史を築いてきた先人達の誇りを取り戻すことにつながり、建設時 苦渋の選択に向き合ってきた人々にも、私たち周辺住民の行動を納得してもらえるでしょう。建 て替えを契機にそれを行う。それが私たち周辺住民の覚悟です。

(2) 新クリーンセンター (仮称) 施設・周辺整備の基本的考え方

先述したとおり、現施設建設当時、この地に建設を受け入れる代わりに、まちづくり委員会の 設置を求めて、住民参加で周辺まちづくりの検討を行いました。それは、地主から譲り受け、全 市民共有の財産となった施設周辺の市有地を、より多くの市民が気軽に利用できる場所にするこ とと、周辺住民に配慮して緑を増やし、ごみ焼却施設というマイナスイメージを可能な限り取り 除くという2つのテーマの両立を目指すという高い目標を持って取り組んだものでした。

当然、新クリーンセンター施設・周辺整備にとっても、この2つは重要なテーマになります。 しかし、それだけでは不十分です。私たち周辺住民の覚悟からは、再びこの地で建て替える以上、 この地でなければ成し得ないという高い目標を掲げて取り組む必要があります。

そうした思いから、ごみを燃やす施設があるこの地を、あえて、「低炭素社会づくりのモデル 地域とする」という目標を提案し、議論してきました。これをこの地域の目標とすると同時に、 全市民の目標にしなければならないと考えます。

(3) エコプラザがここになければならない理由

建て替えが必要となった時点で市は、現クリーンセンター整備用地選定経緯を踏まえて、市民参加による委員会で決定していくこととし、「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」(平成20年8月から平成21年6月)を設置しました。検討委員会最終報告書では、新たなごみ焼却施設や周辺まちづくりのあり方を示すにとどまらず、ごみ減量化や非焼却処理にも触れ、クリーンセンター将来像の仮説として、広域処理や分散配置の可能性が示されました。

そのうえで、整備用地の候補地選定の考え方について、次のように述べています。「将来、焼却場の規模縮小やごみの種類・処理方式別の施設分散立地の可能性が生まれ、近隣都市との広域連携体制も含めて、市内でも幾つかの地域にさまざまなタイプの処理場の整備がそれぞれの場所が持つ条件に適合して、図られることも充分に期待できる。当委員会での検討過程における整備用地の候補地選定の議論は、こうした事態の到来にも対応して、活用されることを望む」

周辺住民は、現クリーンセンターの建設を受け入れましたが、永久にこの地に存在することを認めたわけではありません。広域処理や分散配置の可能性を真剣に追及し、かつ、ごみの減量化を一層進めることで次世代への責任を果たす。それが建て替えにおいて私たちがなすべきことと考えました。ごみの減量化を全市民に促す。それを創造的に行う。そのためにエコプラザを必要としました。だからこそ、この場所に設置しなければなりません。

私たち周辺住民にとってエコプラザがここにあることは、ごみ減量化を進め、焼却施設そのものを徐々に小さくする。いずれ必要なくなる。そのような社会をめざすという明確なメッセージ

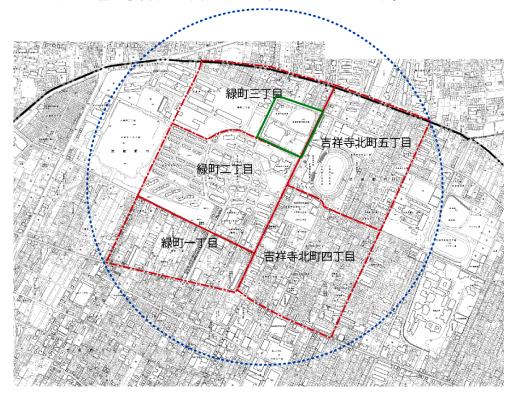
を、次世代に示すことになる大きな意味があります。したがって、エコプラザは新クリーンセンターと一体で考えなければなりません。

また、現プラットホームの空間と合わせて、現事務所棟を再利用することに大きな意味があります。

(4) あらゆる可能性を追求する周辺整備

第三期新クリーンセンター(仮説)施設・周辺整備協議会で議論になったテーマに、緑町コミュニティセンターとエコプラザを空間的に一体化することがあります。それによって、新クリーンセンター施設・周辺整備事業が、この地域のコミュニティ醸成により一層貢献すると考えます。このような提案をしたのは、そうすることが、全市民が誇りに思う周辺まちづくりに近づくと考えるからです。これは一例でしかありませんが、新クリーンセンターやエコプラザが新たに整備される以上、周辺の環境が現状のままでよいはずはありません。全市民が誇りに思う周辺まちづくりを目指して、あらゆる可能性を追求していきます。

周辺整備を検討する対象エリアは、下図のとおりです。



(5) 今後の進め方

現在、新施設本体の建設が着々と進められており、今後は壁面緑化、外構、植栽、広場等、周辺まちづくりに影響を与える整備が行われます。これらはDBO事業者が行うものですが、周辺への景観的影響を考慮して、周辺整備協議会で調整する機会を持ちます。

また、本取りまとめを踏まえて、これまで協議会で出された意見を整理し、検討課題出しを行う。そのうえで、来年度具体的な検討を行います。

3. 要綱、委員構成、討議日程

第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会設置要綱(設置)

第1条 新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設基本計画に基づく新武蔵野クリーンセンター(仮称)(以下「新施設」という。)の建替えにあたり、新施設が備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を協議するとともに、周辺地域の住民の意見を反映するため、第三期新武蔵野クリーンセンター(仮称)施設・周辺整備協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。
 - (1) 新施設が備えるべき機能に関する事項
 - (2) 新施設の周辺地域のまちづくりに関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、新施設について市長が必要と認める事項 (組織)
- 第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織し、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ市長が指名する。
- 2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (任期)
- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条の規定に基づき、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、環境部クリーンセンターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年3月31日から適用する。

付 訓

この要綱は、平成27年3月31日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年3月2日から施行する。

別表 (第3条関係)

学識経験者 2人以内

吉祥寺北町五丁目町会を代表する者 4人以内

緑町二丁目三番地域住民協議会を代表する者 4人以内

緑町三丁目町会を代表する者 4人以内

けやきコミュニティ協議会を代表する者 2人以内

緑町コミュニティ協議会を代表する者 2人以内

緑懇話会を代表する者 2人以内

クリーンむさしのを推進する会を代表する者 1人

武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者 1人

武蔵野市商店会連合会を代表する者 1人

委員構成

第三期 新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設・周辺整備協議会

学識経験者	東京学芸大学名誉教授	小澤紀美子
(2人以内)	武蔵野大学環境学部准教授	水谷 俊博
周辺住民	吉祥寺北町五丁目町会(4人以内)	高橋健一
		高橋 豊
		早川・峻
		村井 寿夫
	緑町三丁目町会(4人以内)	塩澤 誠一郎
		藻谷 征子
		島英二
		押元 正樹
	緑町二丁目三番地域住民協議会(4人以内)	木村 文
	※渡部委員は平成26年9月から平成27年3月のみ	興梠 信子
		千綿 澄子
		渡部 直子
コミュニティ	けやきコミュニティ協議会 (2人以内)	島森 和子(兼任)
協議会		高石 優
	緑町コミュニティ協議会(2人以内)	越智 征夫
		山崎 君枝
緑懇話会	(2人以内)	岡田 敬一
		平田 昭虎
クリーンむさしのを推進する会(1人)		新垣 俊彦
武蔵野市商店会連合会(1人)		金子 和雄
武蔵野市コミュニティ研究連絡会(1人)		島森 和子 (兼任)
行政(1人)	環境部参事(平成25年8月~平成27年3月)	木村 浩

第三期新武蔵野クリーンセンター (仮称) 施設・周辺整備協議会 討議日程 (平成25年8月~平成28年4月)

年度	年	月日	協議事項	備考
	25	8/22	第1回 委員委嘱、建築デザイン説明	
25	25	9/24	第2回 煙突デザインの検討	
	25	11/12	第3回 煙突デザインの検討	詳細設計開始
	26	1/21	第4回 ・エコプラザの参考事例	計画通知提出
	20	1/21	・今後の検討課題とスケジュール	
	26	2/17	事例研究会(講師:大月ヒロ子氏)	
	26	2/25	第 5 回 ·事例研究会報告	
			・エコプラザに求める機能等	
	26	3/11	視察(江東区環境学習情報館、ナカダイ品川ショールーム、東京ガス	3/15 市民活動フォーラム
	20		環境エネルギー館)	(藤浩志氏講演・かえっこ)
	26	6 5/26	第6回 協議会	本工事着工
26			・工事の進捗報告、仮囲いアートワークショップ。実施予定、視察報告、意	
	20		見交換会の実施予定	
			・周辺整備の今後の検討事項	
	26	6/17		
	26	9/23	 第 7 回 協議会 工事の進捗報告、現場視察、啓発へ、小実施予定 	8/31 仮囲いアートワークショッ プ
	26	10/6	第8回 協議会 新施設の外観デザイン	煙突外筒改修開始
			第9回 協議会 ・工事の進捗報告	12/7 啓発イベント
	26	12/15	・今後のエコプラザの検討	
			・建設事業地内の緑化計画	
	27	27 3/18	視察(立川市子ども未来センター、調布市文化会館たづくり[クリエイ	3/28 啓発イベント
			ティブリユースの展示]、西調布一番街[西調布一番街つくるまち	煙突外筒改修完了
			プロジェクト]、武蔵野ふるさと歴史館)	
	27	6/25	 建築デザイン説明会	
27	28	2/10	作業部会 第三期協議会取りまとめ(案)	
	28	3/2	第 10 回 協議会 第三期協議会取りまとめ(案)	3/13 啓発イベント
	28	3/25	作業部会 第三期協議会報告書(案)	
	28	4/15	作業部会 第三期協議会報告書(案)	
	28	4/27	第 11 回 協議会 第三期協議会報告書(案)	